

潮来市社会教育関係団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）に対して必要な援助を行うとともに、市民に対して団体の情報を提供するため、団体の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(団体登録の基準)

第2条 団体登録に必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 公の支配に属さない団体であること。
- (2) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、継続的かつ計画的に活動するものであること。ただし、次の行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
 - イ 特定の政党の利害に関する行為。
 - ウ 公の選挙に関して特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為。
 - エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為。
- (3) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を満たしていること
 - ア 団体の構成人員がおおむね10人以上で、原則として構成員の3分の2以上が潮来市内に在住していること。
 - イ 団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所を潮来市内に有すること。
 - ウ 原則として団体の代表者が潮来市内に在住していること。
 - エ 団体及び組織及び活動のための規約を有すること。
 - オ 団体の代表者及び役員等が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、潮来市社会教育関係団体登録申請書（新規・継続）（兼登録台帳）（第1号様式）に次の書類を添えて潮来市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 社会教育関係団体役員・会員名簿（第2号様式）
- (3) 社会教育関係団体活動計画書（第3号様式）
- (4) 会費を徴収している団体においてはその会計内容が明らかになるもの。

(登録の認定)

第4条 委員会は前条の申請にもとづき、第2条に規定する基準に適合すると認めるときは潮来市社会教育関係団体として登録する。

(団体紹介資料の公開)

第5条 委員会は、登録団体が提出した第3条に定める団体登録申請書についてその内容を市民の閲覧に供するものとする。

(登録の継続)

第6条 登録の継続を希望する団体は、委員会が必要とする期限までに潮来市社会教育関係団体登録申請書（新規・継続）（兼登録台帳）（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の届が提出されたときは、第2条に規定する基準に適合しない場合を除き、継続を認めるものとする。

(登録の変更)

第7条 登録団体は、団体を解散し、又は第2条に規定する基準に適合しなくなったとき若しくは団体規約、役員及び事務所等に変更があった場合は、速やかに潮来市社会教育関係団体（変更・取消し）届（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 委員会は、登録団体が解散し、若しくは第2条に規定する基準に適合しないと認めたとき、又は第6条第1項の届を提出期限後1ヶ月を経過しても提出しないときは、当該団体の登録を抹消するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年5月1日）

この要綱は、平成17年5月1日より施行する。

付 則（平成18年3月17日）

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

付 則（平成27年2月13日）

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。